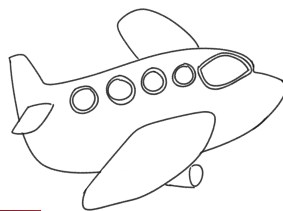


高度外国人材の活用をお考えの事業主のみなさまへ

外国人材活用・定着支援事業費補助金

高度外国人材への現地教育費用
や渡航費用等を補助します！



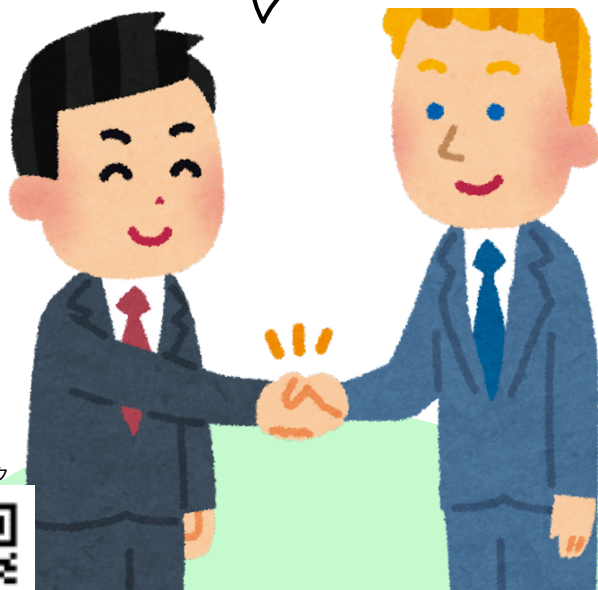
高度外国人材を
受け入れたいけど
入国の手続きって難しそう…



「とやま外国人材活用・定着支援デスク」とは
県内企業の高度外国人材受入や定着を支援しています！
具体的には…

- ・外国人材活用・定着に関する相談への対応
- ・外国人材活用・定着セミナーの開催
- ・県が連携する人材紹介会社とのマッチング支援

(ホームページ)
とやま外国人材
活用・定着支援デスク



対象者

とやま外国人材活用・定着支援デスクを経由し、県が連携する人材紹介会社を通じて
マッチングした外国人材に対して、現地教育等の「富山就職プログラム」を実施した県内企業

対象事業

- (1) マッチングした外国人材に、現地日本語教育や日本企業文化、日本のビジネスマナーや
富山県の生活環境・ルールに関する研修等を内容とする「富山就職プログラム」を受講させる事業
- (2) 紹介元の人材紹介会社に、「外国人材入国後サポート業務」を委託する事業
- (3) 外国人材が日本へ渡航する際に要する費用に関する事業

対象経費

補助事業に要する経費のうち、富山就職プログラムの実施に要する費用（人件費、教室代金、教材費等）、外国人材入国後サ
ポートの実施に要する費用（人材紹介会社に外国人材入国後サポート業務を委託する費用）、渡航費用等（外国人材が日本に
渡航する際に要する費用）、入管手続きを行政書士等に委託する費用等

補助額

- ・補助率：補助対象経費の1／2
- ・上限額：50万円／1名

申請期間

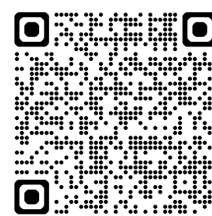
令和7年10月31日（金）まで
※事業実施の2週間前までに申請してください。
※予算額に達した場合は、申請期間に受付を終了する場合があります。

対象期間

補助金交付決定の日から令和8年2月28日までに実施された事業

※本事業において、高度外国人材等
とは、在留資格「技術・人文知識・
国際業務」など、大学卒業以上の学
歴、専門的知識・能力を有する外国
人材や「特定技能」を指します。（技
能実習生は含みません。）

(ホームページ)
外国人材活用・定着支援
事業費補助金



→補助要綱、申請書類等詳細は、富山県ホームページでご確認ください。

【申請・問い合わせ先】

富山県 地方創生局 多文化共生推進室 外国人共生社会推進課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL:076-444-8873 E-mail:atabunkakyosei@pref.toyama.lg.jp

